

八戸市地域公共交通会議設置要綱の改正について

1. 趣旨

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正（以下、「活性化再生法」という。）に伴い、現行要綱の「地域公共交通網形成計画」（以下、「網形成計画」という。）に係る規定を、「地域公共交通計画」（以下、「公共交通計画」という。）に係る規定に改正する。

また、八戸市令和5年度機構改革により、八戸市都市整備部都市政策課の「交通政策グループ」が総合政策部政策推進課に移管されるため、事務局に係る規定を改定するもの。

2. 考え方

本日の本会議前に、八戸圏域地域公共交通活性化協議会を開催し、八戸圏域地域公共交通計画の策定について構成員から承認を得たことから、本日付けで適用する要綱への改正と、次年度以降に適用する要綱への改正を同時に行う。

3. 改正内容・・・別紙「八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）」参照

第1条関係

●適用期間

要綱改正に係る承認の日から

第2条関係

●適用期間

令和5年4月1日以降

八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を改正する要綱（案）

第1条 八戸市地域公共交通会議設置要綱(平成19年6月13日施行)の一部を次のように改正する。

第1条中「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）」に改める。

第2条第3号、第4号及び第5号中「網形成計画」を「公共交通計画」に改める。

第10条第2号中「連携計画」を「公共交通計画」に改める。

第2条 八戸市地域公共交通会議設置要綱の一部を次のように改正する。

第9条中「都市整備部都市政策課」を「総合政策部政策推進課」に改める。

附 則

この要綱中第1条の規定は、令和5年3月28日から、第2条の規定は令和5年4月1日から施行する。

八戸市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要となる事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及びその旅客から收受する対価に関する事項
- (3) **公共交通計画**の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) **公共交通計画**の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) **公共交通計画**に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(会議の構成員)

第3条 会議の構成員は、次に掲げる者とする。

- (1) 八戸市長が指名する職員
- (2) 八戸市内を営業路線とする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者が指名する者
- (3) 青森県内の一般乗合旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (4) 八戸市内的一般乗用旅客自動車運送事業者が組織する団体の代表者が指名する者
- (5) 住民又は利用者の代表
- (6) 国土交通省東北運輸局青森運輸支局長が指名する職員
- (7) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者が指名する者
- (8) 道路管理者、青森県警察、学識経験者その他会議が必要と認める者
- (9) 八戸市内において旅客の運送を行う鉄道事業者の代表者が指名する者

(会長及び監事)

第4条 会議に会長及び監事を置き、八戸市長が前条各号に掲げる者の中から指名する。

- (1) 会長 1名
- (2) 監事 2名

2 会長は、会議を代表し、会務を総括する。

3 監事は、出納監査を行い、監査の結果を会議に報告する。

(会議の運営)

第5条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 3 会議の議決は出席者（代理人を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 会議は、書面にて協議することができる。
- 5 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
- 6 会議は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

八戸市地域公共交通会議設置要綱 新旧対照表

新	旧
八戸市地域公共交通会議設置要綱	八戸市地域公共交通会議設置要綱

(設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通_____計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(設置)

第1条 八戸市地域公共交通会議（以下「会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、八戸市における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの提供に必要な事項に関する協議を行うとともに、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通形成計画（以下「経形成計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及びその旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 公共交通計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

(協議事項)

第2条 会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金に関する事項
- (2) 市町村有償運送の必要性及びその旅客から收受する対価に関する事項
- (3) 経形成計画の策定及び変更の協議に関する事項
- (4) 経形成計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (5) 経形成計画に位置づけられた事業の実施に関する事項
- (6) 前5号に掲げるもののほか、会議の運営方法その他会議が必要と認める事項

	新	旧
省略	省略	(事務局)
(事務局)	(事務局)	<p>第9条 会議の庶務を処理するため、協議会に事務局を置く。</p> <p>2 事務局は、八戸市<u>総合政策部</u>政策推進課に置く。</p> <p>3 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもつて充てる。</p> <p>4 事務局に關し必要な事項は、会長が別に定める。</p>

- | | |
|------------|------------|
| (財務に関する事項) | (財務に関する事項) |
|------------|------------|
- 第10条 会議の予算編成、現金の出納その他財務に關し必要な事項は、会長が別に定める。
- 2 前項の規定に關わらず、公共交通計画の所期の目的を達成し、事業を繼續する必要がなくなった場合には、会長が會議に諮り、財産を処分するために必要な事項を定めるものとする。